

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）附則第 7 条第 1 項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 4 月 20 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 審査に係る警備業務の種別及び級、実施期日、場所等

種別及び級	実施期日	時 間	場 所
空港保安警備業務（1 級） 施設警備業務（1 級） 交通誘導警備業務（1 級） 貴重品運搬警備業務（1 級）	平成 19 年 6 月 12 日（火）	午前 9 時 30 分から正午 まで	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階 大会議室
空港保安警備業務（2 級） 施設警備業務（2 級） 交通誘導警備業務（2 級） 貴重品運搬警備業務（2 級）		午後 1 時 30 分から午後 5 時まで	

2 審査の方法

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 審査定員

- (1) 各警備業務に係る 1 級にあつては、それぞれ 10 名程度
- (2) 各警備業務に係る 2 級にあつては、それぞれ 20 名程度

4 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第 7 条第 2 項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務（1 級）

検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る 1 級に合格した者

(2) 施設警備業務（1 級）

旧検定の常駐警備業務に係る 1 級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務（1 級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務（1 級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級に合格した者

(5) 空港保安警備業務（2 級）

旧検定の空港保安警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者

(6) 施設警備業務（2 級）

旧検定の常駐警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者

(7) 交通誘導警備業務（2 級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務（2 級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者

5 審査申請の受付期間

平成 19 年 5 月 14 日（月）から同月 18 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

6 審査申請書の提出先

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵便等による審査申請書の提出は、認めない。

7 審査申請書の提出部数等

審査申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。） 1 葉
- (2) 旧規則第 8 条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し
- (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面（所定の様式によること。）

8 審査手数料及び納付方法

審査手数料は、4,700 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

9 その他

- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
- (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。